

社會主義運動

最近社會主義運動史

緒論

日本に於ける社會主義運動は明治維新後に於いて組織立つた運動となつたのである。明治十五年頃肥前島原に於て樽井藤吉、赤松泰助の二人によりて東洋社會黨なるものが創立された。其後明治十四五年の頃から板垣の自由黨の運動が勃興し、次で民友社の西洋思想の輸入で多くの青年志士を作り、下つて明治廿五年には日本労働協會、普通選舉期成同盟會なるものが大井憲太郎、柳内義之進、山崎忠和氏等によりて創立され三十一年に至りて片山潜、島田三郎、加藤弘之、桑田熊藏氏等によりて日本鐵道矯正會、活版工組合が出来た。斯くして純粹の労働運動は起つたのであるが、然し彼等の労働運動は極めて漠然たるものでマルクスもエレゲラスも社會主義も何等の交渉もない、社會主義運動としては殆んど價値のないものであつた。

一、社會主義研究會

然るに明治三十一年十月ユニテリアン會員を中心として社會主義研究會なるものが起つた。彼等は基督教研究の目的を以て歐米に留學したのであるが、熟ら現實社會の物質的状態を観るの時は晏然として神學の講究に全身を委ぬる事能はずして彼等は基督教精神を以て物質界に適應せんことを希望したのである。斯くして村井知至氏の如き安部磯雄氏の如き其日本に歸朝せるの時は社會主義者となつてゐたのである。社會主義研究會は即ち彼等の一團を中心として起されたのである。三十一年十一月二十日第二回の會合を開き規則を作り、役員を設け豊崎善之助氏を幹事とした。而して其目的として記して曰く『本會は社會主義の原理と之を日本に應用するの可否を考究す』と。會員は高木正義、河上清、豊崎善之助、岸本能武太、新原秀俊、片山潜、佐治實然、神田佐一郎、杉村廣太郎、村井知至、幸徳秋水、金子喜一、平井金三、安部磯雄氏等で多くは基督教徒であつた。彼等は斯の如くにして漸やく研究を積み來たつたのであるが一方には労働運動は益々隆盛

となつて來た。加ふるに労働運動者と彼等は漸く互ひに相接近し來り片山の如き労働運動の首腦であつたものも研究会に在り、村井安部の如き労働者側のものも又自ら労働運動に投ずる有様となつた。

労働組合も研究会も何れも孤立しては完全なる團體とは言へない。兩者は俱に社會運動をのみを有する不具者である。故に彼等は到底結合せざるを得ず。終に彼等は一團となり明治三十四年五月二十日社會民主黨を創立した。

二、社會民主黨

社會民主黨創立せられ、安部磯雄、木下尙江、河上瀧、西川光二郎、幸徳秋水、片山潜等其中心人物となつた。而して其の其の宣言書の一節に曰く、

- 一、人種の差別政治の異同に拘はらず人類は皆同胞なりとの主義を擴張すること。
- 二、萬國の平和を來す爲には先づ軍備を全廢する事。
- 三、階級制度を全廢する事。
- 四、生産機關として必要なる土地及び資本を悉く公有とする事。
- 五、鐵道、船舶、運河、橋梁の如き交通機關は悉くこれを公有とする事。
- 六、財富の分配を公平にする事。
- 七、人民をして平等に教育を受けしむる爲に國家は悉く教育の費用を負擔する事。

社會主義運動

然し此理想を當時直ちに實行するの難きは彼等の能く認識する所であつた。これ故に彼等は實際運動の綱領として二十八個條を規定したのである。其重なるものは、

- 一、獨占的事業を市有とする事。
- 一、高等小學校卒業迄を義務年限となし其費用を公費とする事。
- 一、労働局を設置して労働に關する一切の事を調査せしむる事。
- 一、日曜日の労働を廢し日日の労働時間を八時間に制限する事。
- 一、公平選舉法を採用する事。
- 一、普通選舉法を實行する事。
- 一、死刑を全廢する事。
- 一、貴族院を廢止する事。
- 一、治案警察法を廢止する事。
- 一、新聞紙條件を廢止する事。

因みに此宣言書は創立の一人である安部磯雄氏の筆になつたものである。

三、社會民主黨の禁止

社會民主黨將に創立せられんとするや、時の内務大臣末松謙澄氏は之れを鎮壓すべく遂に結黨を禁止する事に一決したのである。併し之れにも拘はらず此間に於いて社會民主黨の結社届を提出せられ、宣言書は最も敏速に全國に配布せられたのであるが結社禁止の命令は其後を追ふて來た、而して其宣言書を掲載した毎

日、報知、萬朝、新總房(千葉)東海新聞(千葉)等は皆其發賣頒布を停止せられ且つ罰金の刑に處せられたのである。

民主黨の禁止令下るや其創立者は更に名稱と形體とを改めて結社の届出をしたが之れも直ちに禁止せられた。茲に至つて己むを得ず、即ち政社の組織を斷念して夫の社會主義協會といふ名稱の下に同志の團體を作つた。社會主義協會は安部磯雄氏を會長とし西川光二郎、齋藤兼二郎氏を幹事としたのである。

四、社會主義協會

社會民主黨の禁止せられて平民社の起るに至る迄、二年有餘の間専ら社主義運動の中心となつたのは即ち社會主義協會であつた。社會主義協會は事實に於て片山潜、西川光二郎氏等を中心として活動したのであるが、安部磯雄、木下尙江、幸徳秋水氏等は有力なる運動者として之れを助けた。片山氏の從來専ら労働運動に従事した事は前に一寸述べた通りである。

偕て此社會主義協會の成立事情は一方には彼の活版工懇話會に於て社會主義との論争あり、他方には社會主義運動の頗る多忙なるが如く觀えたので此機運を乗

じて立つた社會民主黨の禁止せらるゝありして、社會主義運動は茲に一頓挫を來たしたのであるかの如く觀えたので社會主義の同志の連中は遂に従來の方法とは別の方法を取るの得策なるを知つて此協會を起したのである。即ち彼等に茲に其態度を一變し従來の如く經濟的労働運動のみを以て満足する能はず進んで歩を政治運動に足を入れ明白に社會主義を標榜したのである。『労働世界』は改名して『社會主義』となり調和的態度は一變して階級戦争の鼓吹となつた、斯く彼等は新たなる運動を開始し片山を始めとして西川、松崎等が關西、九州方面に向ひ、到る處に行ふた傳道旅行は蓋し社會主義の種子を蒔くべく最も有力なる運動の一つであつた。彼等は斯くの如く地方傳道に従事すると同時に都會に於ても絶えず熱心なる運動を繼續し、毎月一回茶話會を開き毎月數回小演説と隔月毎に大演説會を開き、極力主義の宣傳に勉めた。

五、平民社

明治三十六年十一月幸徳傳二郎、堺利彦の二人によりて平民社は創立せられた。彼等二人は久しく、『萬朝報』の記者であつたが日露の風雲急なるに當り非軍備

主義、非戦論を唱道するの故に以て朝報社々主黒岩周六氏及び其他の社員と議合はず同じ非戦論の唱道者内村鑑三氏と共に遂に朝報社を去つた。これ三十六年十月の事である。而して同月石川三四郎氏、翌年一月西川光二郎氏亦入社して其事業を助くるに至つた。三十七年一月小村外相とローゼン公使と最後の談判は開かれ事遂に破裂に歸し、次で二月九日には仁川海戦の報あり、十日更に旅順海戦の飛電あり、爲に日本の社會は殺氣に充ちた。此時明治三十七年八月萬國社主義者大會がブラッセルで開かれ、日本からは片山潜氏が同會に出席して露國の代表者プレハノフと握手し、兩氏共に副會長に擧げられ、戦争反對の爲に社會主義者一同はデモンストレーションを行ふた。政府は平民社一派の者及平民新聞を壓迫し記者の投獄、新聞紙の抑収演說會禁止となり、遂に新聞紙の發行禁止の鐵槌は打ち下された此様にして平民社は其創立せられてより滿二ケ年三十八年十月九日を以て解散式を行つた。是より先平民社の始めて起さるるの時に當り從來勞働運動の中堅であつた片山潜も渡米の計畫あり、而して彼が居宅に事務所を置いた社會主義協會は新たに平民社に

移轉し、次で同協會は解散を命ぜらるゝに及んで日本に於ける社會主義運動は茲に全然平民社を中心とするに至つた。所が其平民社は遂に解散を命ぜられたので從來平民社々員であつた石川三四郎氏は安部磯雄、木下尚江氏等の補助の下に明治三十八年十一月『新紀元社』を創立し、月刊『新紀元』を十一月十日其第一號を發行し専ら基督教の精神によりて社會主義を鼓吹するに至つた。而して又是より先明治三十七年一月加藤時次郎、原霞外氏等によりて直行團なるものが組織せられ、機關紙として『直言』を發行し、社會改良主義を標榜して苦闘奮戦を續けてゐた。然るに平民新聞が發行禁止となつたので茲に日本社會主義中央機關といふ使命は遂に此『直言』の肩上に掛つて來たのである。『直言』發刊より茲に至迄約一ケ年所謂第一期は社會改良主義を標榜してゐたのであるが、平民新聞廢刊の後を受けたる即第二期に入りては純然たる日本社會主義運動の機關となつた。當時社會主義者中の者は地方遊說に或は月々の演說會に或はチラシ傳道を行つた小田頼造、山口義三氏の如きは三十七年十月未だ二十歳あまりの青年でありながら、一枚の襪縷洋服をまとひ平民新聞

と社會主義書類を積み込んだ赤色の車を挽いて遠く傳道行商の途に上つた。足尾銅山或は東北地方に遊説を試みた荒畑寒村氏は關東より東北へかけて傳道行商に出で、木下尙江氏又夏季遊説を東北に試みた。斯くて平民新聞紙上共產黨宣言の筆禍により入獄せる幸徳秋水出獄の後は西川光二郎、堺利彦氏等と共に三十八年十一月『凡人社』を起し、専ら唯物論の上に立ちて機關紙『光』を發行し、從來の『直言』は解散して『光』と合體した。然るに『凡人社』創立後旬ならずして幸徳秋水は亞米利加に去つた。間もなく三十九年二月二十四日日本社會黨なるものは組織せられた。黨則第一條に『本黨は國法の範圍内に於て社會主義を主張す』と。黨則だけは頗る穩健なものであつたが、先に普通選舉期成を第一の目的として西川光二郎氏によりて創立せられた日本平民黨は此時日本社會黨と合して運動に従事する事となつた。日本社會黨の役員は片山潜、堺利彦、西川光二郎、加藤時二郎、竹内餘所二郎、齋藤兼二郎、樋口傳、岡千代彦、森近運平、深尾昭、山口義三、田添鐵二、幸内久太郎氏等であつたが、中幹事として堺利彦、西川光二郎、森近運平氏等の三名を選んだ次で

三月には堺利彦民主筆となりて學術的なる月刊雜誌『社會主義研究』第一卷は發行された。然るに三十九年七月に至り幸徳秋水氏は大いに變化したる思想を抱いて歸朝し座間止水氏は全國遊説の途に上つた。東京を發して東海道を踏破し、京都に於ても同主義のものと活動をして居た。當時の日誌を見ると新京極受樂亭で社會主義大演説會を開き、荒畑寒村、京都朝報記者家入經晴氏等應援で聽衆は立命館大學、同志社大學等の學生が大部分約二百名であつた。三十九年十月に至り東京に於て日刊平民新聞發行の計畫が出来た。京都に於ても永井龜次、家入經晴の二氏京都日報を興して主義の宣傳に勉めんとし、三十九年十二月寺五町條下に西側に事務所を創立した。今日は最早や寸毫の跡も留めてゐない。斯くして愈々日刊平民新聞發行の機も熟したので三十九年十二月二十五日を以て『光』を廢刊越えて四十年一月十五日日刊平民新聞第一號が出た其宣言の冒頭に『吾人は明白に吾人の目的を宣言する平民新聞發刊の目的が天下に向つて社會主義的思想を弘通するにある事を宣言す、世界に於ける社會主義的運動を應援するに在る事を宣言す』と極めて露骨なもので

あつた。創立者は石川三四郎、西川光二郎、竹内兼七、幸徳秋水、堺利彦氏等の五人であつた。平民新聞發行せらるる中にも婦人政治運動の要求は、福田英子、幸徳千代子、堺爲子、今井歌子女史等に依つて叫ばれ、女子の政社并に政談に入るを禁じた治安警察法の撤廢が絶叫せられたのである。政府も高が一書生の空論位に思つて居たが早速壓鎮の策をめぐらし始めた所が三月四日突如足尾銅山の大暴動は勃發し鑛夫は足尾の谿谷より總同盟罷工の第一歩に出でんとした。東京から西川光二郎氏は急行調停の任に當つたが、煽動と目せられて同氏は突如宇都宮監獄に拘引せられた。明治四十年二月十七日日本社會黨大會は開かれた。そして黨則中本黨は國法の範圍内に於て社會主義を主張すとあつたのを『本黨は社會主義の實行を以て目的とす』と改正し、幸徳秋水氏は議會政策の無能を主張して、決議案中の普通選舉運動の文字を削除せん事を主張し、田添鐵二氏は議會政策を主張し、論議二派に分るゝに至つた。然るに、二月二十日時の社會黨の幹事堺、石川兩人に對して社會黨の結社を禁ずる命令は内務大臣より發せられた。蓋し社會の安寧秩序を妨害す

る故との事であつた。平民新聞起されてから三ヶ月此間或は新聞記者として、或は黨員として實際運動に従ひたるもの又は其他の關係者は悉く、官吏侮辱、新聞紙條例違反其他の罪名を以て罰せらる斯くして四月十三日東京地方裁判所に於て發行禁止の宣告を受ける事となつた。四月十三日には平民社樓上に於て悲壯なる廢刊式行はれ、マルクスのライン新聞の廢刊に倣ひ『吾人今力竭き戰敗れて平民新聞一度滅亡に歸すると雖も何れの日にも何れの處にか何人の手にか遠からずして第二第三の社會主義機關を現出し來るべきは吾人確信し期待して疑はざる所也』といふ最後の辭を残して同主義者は解散する事となつた。

六、平民社解散の後

斯くして平民社解散の後も暗黙の中に議會政策派と直接行動流との二つに分れたのであつたが、四十年六月に至り森近運平によりて月二回刊行の小冊子大阪平民新聞を起された。一方東京に於ては西川光二郎、片山潜、田添鐵二氏等の議會政策派の人々が『社會新聞』を起して思ひきり社會改良主義迄碎けて安全な方法を

取つて進んだのである。斯くして兩者は反目の立場に爲つたのである。大阪平民社も四十一年五月二十日限り暫時休刊の姿となつた是より前山口孤劍氏は『先づ親を蹴れ』云々の論文を書いて大いに官憲注意を受けて居たが、明治三十九年三月電車賃値上問題で東京市民が大騒ぎをした場合に騒擾罪に問はれて收監せられた。然るに其後山口氏は明治四十一年七月出獄したので同志の連中は同氏の出獄祝ひを兼ねて社會主義者の一大デモンストレーションをなす爲神田の錦輝館に大演説會を聞いた。此時多教警官が臨検してゐた爲之に少々憤慨した大杉榮、荒畑寒村氏等は赤旗を立て、門前に到り、警戒の警官と衝突し少し小せり合ひを演じた。そこで演説會に出席して居た連中は何事かと思ふて見物に向ひ、野次馬が加はるそこに若い女の社會主義者が髪を亂して往ふなどして一時人騒せとなつた。之れで堺、枯川氏以下の同志出で、官憲に辯疏し、大杉氏等を取り返さんとしたので遂に一網打盡的に社會主義者は全部收監せられた。是れ有名な赤旗事件である。此時幸徳秋水氏等は田舎にあつて此事を知らなかつたが後に至り之を聞いて大に憤慨し、平民社一派の同

志は入獄か然らずんが離散かの運命となつたので、是は到底尋常一様の手段ではいけないと思ひ、密に同志を語ふてアナルキズムの思想を鼓吹し、官憲の壓迫を受けながら菅野女史、森近運、大石誠之助氏等と共に現代社會組織に向つて一大破壊を加へんと企てた。此計畫は其實現に先ちて官憲に差止められ、秋水一味の者は明治四十四年或は絞首臺の露と消え、或は無期徒刑の身となつた。是が有名な大逆事件である。此事件の後九餘年間社會主義者の運動は火の消えた様になり、赤旗事件で入獄した連中は大逆事件と前後して大抵出獄したのであつたが彼等は出獄後は手も足も出ない有様となつた。之れ故堺氏は賣文社を開いて同志の爲に衣食の道を講じ、大正六年には東京市から代議士の候補に立ち、其後堺氏の機關紙『新社會』は益々其發行部數を増加し、本年に入つてからは山川均氏等と共に『社會主義研究』を發行し、高畑素之氏等は『國家社會主義』を發行し、室伏高信、尾崎四郎氏等は『批評』を發行し、大杉榮氏等は『労働運動』を發行し、大阪では岩出金次郎氏等『日本労働新聞』を發行した。

幸徳秋水感謝狀事件

二月十一日、紀元節を卜し政友會高知支部では憲法發布三十周年紀念祝賀會を高知市に開き、左の如き感謝狀を故幸徳秋水に送り、其爲に秋水の墓前に其奉告祭を行ふた。

感謝狀

故幸徳秋水は曩に板垣伯爵が天下に率先して自由民權の大義を主張するに方り夙に身を以て政界に容れ國家人民の爲に心血を瀝竭し財を投じ産を傾け辛苦艱難を嗜めて有司專制と坑戰する事幾星霜に及び遂に現今の發達を見るを得たるもの實に君の功勞多きに居れり今や憲法發布三十年紀念に際し我黨總裁長くも大命を拜し醇乎たる政黨内閣の端を啓き我黨同志は實に國民の宿望を達成したるを慶賀すると共に醜つて深く君が生前に於ける事績を追想し欣仰溱慕の情更に欣然として禁する能はざるものあり謹んで茲に感謝狀を呈し以て滿腔の誠意を致す。

大正八年二月十一日

立憲政友會高知支部

此感謝狀事件については直ちに世の物議を生じ同支部では早速之を取消し事件は全く誤傳せられたものであると辯解した。然るに憲政會では七月九日此事件に關して更に調査會を開き特別委員に其調査を附託した。

京都のサンガカリスト捕はる

二月二十七日京都府警察局、檢事局、等は午後中より自動車數臺を驅つて大搜索を爲した。同日三條柳馬場印刷業山鹿方、山鹿泰三(二十八)他五六名の者が續々檢擧された。詳細の發表は禁じたる爲め判然しないが、特殊部落民煽動を主眼とした秘密印刷物及び「新勞働組合主義」なる小冊子を秘密に約二千部出版して將に京都市柳前町等を手始めに全國要所に配布せんとしたものである。山鹿泰造は嘗つて大杉榮と親交あり印刷物配布を助けて檢擧せられた事があると云ふ。被拘引者全部サンチカリストではない多くは印刷當事者並に印刷物一時保管を約した者である。在大阪の一美術學生及び一圖案畫工も同主義者として後に檢擧された。

十月二十一日午後大阪控訴院に二審判決があつた、

禁錮二年(一番出版法及治安警察法違反にて禁錮二年)山鹿泰治、
禁錮二月(前に同じ)深尾巳之助、懲役四月(證憑湮滅罪)上田蟻善、

衆議院に於ける社會主義取締に關する質問

三月十一日衆議院に於て鈴木富士彌氏外三十三人は社會主義取締に關して左の如き質問主意書を提出した。

近年社會主義に對する當局の取締方針苛酷に過ぎ却て溫和なる社會主義者を驅つて過激に赴かしむるの危険あり一概に社會主義と云ふも其分派數十、其總てが國家存立の基礎を危くするものに非ず。加ふるに歐米諸國近代の政治的施設は悉く其基礎を社會主義の觀念に置く。然るに帝國官憲獨り此世界的潮流に反抗し。

一、社會主義に關しては一般に言論出版の自由を奪ひ。

二、特に社會主義に對しては之を遇する恰も罪囚の如く。其迫害の辛辨冷酷なる世界多く其比を見ず是實に帝國の一大汚辱なるのみならず却て國家の存立を危険に導くの虞あり。されば當局は速に其方針を改め世の所謂社會主義及社會主義者なるものに對しては先づ所説の黑白を甄別し、其穩當なるものに付ては、斷乎取締を解放し自由討究等自由宣傳の餘地を與ふるを以て刻下の急務なりと思料す内務大臣の所見如何。右及賣問候也。

此質問主意書説明の爲鈴木氏立つて曰く。

今質問の趣意を、一層明確にする爲論點を三段に分ちて卑見を述べんと思ふ、第一政府は社會主義を危険思想なりと思料するや。第二從來の社會主義取締方針は苛酷に失すると認めざるや。第三政府は社會主義取締方針を改むるの意なきや。本論に入る前に先づ自己の立場を述べん。自分は過去にも現在にも社會主義者ではない。又

自分の友人にも社會主義者は一人もない。然るに此質問をなす所以のものは何であるか。政府二十年來の社會主義に對する傳流的取締方針が餘り不條理なる爲外に對しては帝國の面目を傷け内に於ては帝國を却て危殆に導くの虞あるが故である。第一段の社會主義を危険視するやの質疑に就いてであるが從來政府の苛酷なる取締方針よりして觀れば多分政府は之を危険思想なりと思惟して居るのであらうと思はれる。勿論高等官中には之を相當に理解して居る人々もあるが直接取締に従事する警察の官憲には深き理解なく何れも之を危険思想であるが如くに認めて居る形跡がある。社會主義中にも溫和派過激派幾多の分派ある故之を一率に一視同惡流に取扱ふは頗る亂暴である。抑も社會主義を此の如く取扱ひ、此様に危険視するのは何故であるか。それは社會主義を知らないからであると思ふ。無知と不解とが此様な結果に導いたのである。先づ第一に注意すべきは社會主義は經濟上の主義であつて政治上の主義でないと思ふ事である。主義の實行上政治の力を藉ることあるも、それは手段であつて主要目的ではない。彼の無政府主義「サンヂカリズム」の如きを社會主義と同一視するのはビスマルクを社會主義者であると云ふと同一で廣義に於ける形容的辭句に過ぎない。正確なる意味にて政治的變革を望むものは決して社會主義でない。或は時に社會主義者が革命と云ふ文字を用ゆる事はあるもそれは決して社會的の革命を云ふものでなくして常に社會的の革命を意味するものである。現在の資本家が餘りに利益を壟斷して労働者は洵に憫むべき状態にある故此様な不公平な社會組織を矯正せんとするのが社會主義の眞の目的である。これは主義其ものに何等不穩なる分子なく經濟上の一主張たるに過ぎぬものである。第二に社會主義は社會に對する不平の聲でなく其不平を救済する爲に起つた社會改良の叫びである。現代社會には(一)産業上利益分配の不公平に對する不平(二)資本家は益々富んで小數となり労働者は益々貧乏して多數となると云ふ事に關する不平。此二つの不平がある。此不平、病弊の根源は現在の經濟組織即ち財私有

産制度と自由競争制度とにあるのである。産業革命後大工業組織の起つてからは小資の職人又は農夫の獨立企業は全く奪はれ、凡て此等は労働者の群中に入り茲に大資本家と労働者との階級の別が鮮に出来たのである。而して労働者は社會人衆の大多數を占めながら只だ資本家の定めた労働條件に服従するのみで自ら之を左右する力なく、家庭の樂みを受くる自由ともなく且又何等の、精神的向上を計る機會もなく只だ機械と共に棲息して肉體を損じ精神を害ひ、然も其賃銀は僅かに自分自身と家族とを辛うじて扶持するに過ぎず、且又一朝不景氣の來襲に會ふては忽ち失業の悲運を擔ふて癡殘者とならねばならぬ状態にある。然るに資本家は工場より得たる利益の大部分を手中に收め、酒池肉林、飽食暖衣、思ふ事ならざるはなしと云ふ有様である。即ち兩者の地位の差は實に雲泥の隔りがある。是に於て資本家と労働者との間に衝突起り所謂労働問題を生じたのであるが、労働問題は畢竟現在社會組織に對する不平から起きたものである。而して此不平を鎮壓すべき良案として考出されたのが取りも直さず社會主義である。社會主義は此不平なる社會組織を一變して新社會を建設し、生産機關は之を國有とし官業とし凡て人民は國家の用人とせんと企つるものである。即ち社會主義は不平の聲でなく救済の叫であつて従つて其思想には元來危險の伴ふものではない。第三に日本の社會主義者の大部分はマルクス派の純正社會主義者並にラッセル派の國家社會主義者である。先日東京在住の著名なる社會主義者二十名を撰び、其抱懐する所の社會主義の要旨如何と云ふ質問を封書にて發したのに對して十五名の回答があつた。其内マルクス派七人。國家社會主義派五人、共產主義者一人、基督教社會主義者一人、無政府主義者一人であつた。マルクスの社會主義者結局私生産組織時代に代るに來るべき將來は共產主義的時代が來ると云ふ事を科學的に論證するものであるが、之を我國狀に顧るに我國の土地は半ば以上は公有、官有又は皇室有のものであり又産業上にも鐵道は國有、煙草鹽は專賣、製鐵業も大部分は官業であつて

社會主義運動

土地及資本の公有と云ふ方面に稍近付いて居るのである。更に又之を歴史に照して觀るに大化の班田收授の法は社會主義の一部實行であ、り又佐藤「信淵」の垂統の法はマルクス主義其儘の主張である。由是觀之我國には昔からマルクス主義に似たものが主張され又實行されて居る、何も社會主義と云ふ名であるが爲に殊更に恐るべきものではあるまい。又國家社會主義は現在の組織は其まゝとし個人で爲し得ぬ部分又個人よりは國家の力でなす方が利益である方面の事を國家の經營として社會改良をせんとするものであるから何等の危険分子をも此主義よりして尋ね出す事は出来ない。次に共產主義は共同生産を行ふ所はマルクス主義と同じであるが共同消費と云ふ點を主張する事に於てマルクス派と異つて居る、此主義の實行は到底不可能の事であつて殆ど大した遵奉者もなく勢力のないものである。次に無政府主義は是は國家の存立と相容れぬ主義であつて最も危險のものであるから嚴密に取締るべきである。此無政府主義と他の社會主義とを混同するよりして色々不徹底の迷を生ずるのである。此點は最も注意すべき事項である。次に基督教社會主義は基督教主義で社會改良を行はんとするもので何等危險視るべき點はない。次にサンヂカリズム革命的労働組合主義で無政府主義に類する過激思想である。又ポリシエズムは同様過激思想であつて共に取締る必要があるが兩者共に主義の研究者はあつても遵奉者はない。此等は社會主義でなく寧ろ無政府主義である。社會主義は此等と類を別にし經濟上の主義にして資本主義に對するものである。是は労働問題が發する以上は當然觀るものであつて何等危險視すべき性質のものでない。第二段の質問は從來政府の社會主義取締方針は其の酷に失すと認めざるかと云ふのである。從來政府の取締が此等の溫和なる社會主義に對しても如何に苛酷であつたかと云ふ事實は實に澤山ある。出版物、講演會、政見發表を始めとして結社、交通、下宿、住家、職業、に至る迄干渉、壓迫到らざるなく殆ど糊口の道を塞いでしまつたと云ふ様な實例は甚だ數多くある。尙又獨り其本人に對

する迫害のみに止まらず配偶者、親戚友人に對する官憲の迫害の強き爲、社會主義上幾多の悲劇が存在して居るは世間周知の事實である。而して此の如き壓迫の結果は實に悚然として恐るべき危険なる無政府主義に彼等を向はしめつゝあるのである。恰も徳川幕府が關ヶ原の殘黨を極端に迫害して却て慶安四年由井正雪、丸橋忠彌の變を招いた様に從來政府は社會主義を極端に壓迫して其結果彼等を絶望の淵に追ひ込み却て無政府主義者を作りつゝあるのではないか。明治四十三年の幸徳事件は其反證と觀らるべきではないか。又之を反面から觀察するに從來社會主義を壓迫した國は却て社會主義益々熾んに起り英米の如く之に自由を與へて居た國には不思議にも社會主義が餘り熾んでたいと云ふ現象がある。即ち之を幾多の史實に照して觀るも極端なる鎮壓法は何等の効なく却て之を危険に走しむるものである。此の如き次第である故に茲に第三段の質問として政府は社會主義取締方針を改むる意思なまやを尋ねんと思ふ。此點に付き先づ注意すべきは危険人物名簿の整理である危険なき人物の名は速に削除し又危険なる人物例へば憲政を呪ふが如き人物の名は無政府主義者、サンヂカリストの名と同様に列記して嚴重に取締るべきである。次に尾行巡查の廢止である。尾行巡查は勞して益なく一面には巡查其者の不徳行爲を促すの傾あり、他面には其不徳の行爲に「よりて官憲の威信を傷つべき虞ある故速に廢止すべきである。次に言論、出版の自由を今少し開放することである。次には罪を三族に及ぼすの主義を改むることである。

今や世界の風潮は社會的民本主義に包まれて居る。日本丈が此大勢に逆行する譯には行かない。思ふに從來政府の傳統的社會主義取締方針なるものは誠に危険極まるものである。幸現内閣はかゝる點に了解深き多數の閣員を有して居るのである故政府は充分に質問主意の存する所を調査し熟考し速に方針を改めて國家及皇室を泰山の安きに置く様盡せられたし。

右の質問に關し内務大臣は三月二十四日附にて左の

答辨書を衆議院へ送つた。

社會主義に關しては從來其内容を檢覈し社會の實情に鑑み必要に應じて之が取締をなせるものにして敢て苛酷の取締を爲せるものと認めず。

國家社會黨の出産

四月一日創刊號を出すべき國家社會主義(賣文社)の同人等は政府當局者並に實業家、軍人等に會見を求め其諒解を得たる後、國家社會黨結成の目的を貫徹せんとしつゝ在る。主義宣傳の印刷物言論集會等に對する特別取締を多少緩和にするの默契を得たるが如し。中心人物は高島素之、遠藤友四郎、北原龍雄、尾崎士郎、茂木久平氏等である。

社會主義者の集合と労働問題

題

五月二十六日及六月三日の兩度に横濱戸部町吉田某氏方に大杉榮氏外二十餘名の社會主義者集り『労働と社會主義』及び『資本家と労働』と云ふ問題につき意見を闘はせた。尙將來も引續き此種の會合行はるゝ様であるが横濱憲兵隊及警視廳では注意して居るといふこ

とである。

東京に於ける労働組合研究 會と其解散

東京に於ては從來社會主義者の間に労働組合研究會なるものがあつて山川、荒畑兩氏主催の下に毎月二回研究會を開いて居た。七月十三日も其例會日なので研究會を芝新櫻田町の山崎今朝彌氏方に開いた。當日荒畑寒村氏は米國坑夫組合に關する講話をなし『米國聯合坑夫組合の遊説委員が組合の組織、方法等を坑夫間に説くは種々の困難が生じ、或時には刑罰を伴ふた云云』の講話をすると其最中官憲は直ちに解散を命じ七、十名程の警官は土足の儘侵入して會員を一人宛戸外に引出した。

富豪の私財を皇室に奉還

七月十三日、十四日兩日の東京日日新聞に據れば上原中將佐藤中將其他將官川崎『大日本』主筆其他及び若き學生を加へた五十餘の會員を有し研究談話を主とする老壯會は最近賣文社一派の國家社會主義者の或者も

社會主義運動

出席する事となつてゐる。彼等は其軍國主義の立場より光輝ある國體を無窮に維持する途は貧富の争を斷つにある、資本家と労働者を争はしてはならない、若し争つても資本家よりも國家が大切だと云ふ見地から賣文社員遠藤無水氏の「財産奉還論」に賛同し兎も角氏に説明を乞ふ事となつた。氏は著述として發行され其後發賣禁止となつた。遠藤氏は語る

『自的は國家社會主義的に國民的良心に訴へて前方に在る一勞の危険を避けんとする者で私共根本の考へは貧富の懸隔が生んだ争鬭悲劇の責任の大半は貧富の避く可らざる處だと思ふ。日本に於いては私有の土地も財産も一切は皇室の有である事を原則とする以上此際土地財産を陛下に奉還すべきではないかと云ふ提唱で究極は生産資本の國有に在る。私は著述が出来たら先づ岩崎男に一書を呈し序文を請ふと共に百餘の資本家を精養軒に招じて意見を求むる心意である』云々。因に當局者は資本者とする處依然として社會主義的なるを以つて喜ばないと表明したと云ふ。

賣文社主催演說會で警官と 衝突

七月十七日、午後五時より東京京橋東八丁堀櫻橋際の貸席川崎屋にて賣文社主催にて労働問題演說會を開き定刻前より約八百名の來會者集つた、築地署からは

四九九

署長以下警官十數名出張して、來會者を入場せしめない、約二時間に亘り主催者側と署長との間に幾度か交渉を試みたる結果七時に至りて漸く入場せしむる事となつたが先を争つて入場するや突然署長は大聲にて「解散」を命じたので聴衆も承知せず、辯士側の荒畑寒村、大杉榮、吉田一、有吉三吉氏等場外に飛び出し高所より不法解散の命を受けたる旨絶叫したから群衆は口々に警察の不法を詰り、悲憤の歌を唄ふ者など喧噪甚だしかつたから附近に配置して在つた巡查三百餘を出動せしめ、大杉等約二十名を引致せしめたので、群衆も漸く散じたが、日比谷へと叫ぶ者あり、百數十名一團となりて、警視總監宅警視廳前等に鯨波を擧げて示威を試みた、一方留置場に於ける彼等は詩吟や唱歌を歌ひ官憲の横暴を詰る等手の下し様もなく、警視廳より來れる諸官と協議するがあつたが、一方一味の者等食物の差入を申で出漸く九時頃に許され、一同種々取調の末大部分を十一時半頃に放還して大杉以下七名を検束した。當日捕へられた主なる者の次如し。

大杉榮、近藤憲次、荒畑寒村、中村還一、吉田一、石井鐵次郎、有吉三吉、岩佐作太郎外十餘名。

社會主義者の労働者への潜入

七月十八日、東京日日新聞所載、岡警視廳總監の談の一節に曰く、

世の中が騒しくなつた。極端な社會主義者が十五日も俺の處へ來て學術的研究をしたいからなど云つて居た、彼等は今極力労働階級に取り入らうとして過日も某社會主義者が「遊んでゐるなら一日二圓呉れる」などと金を出して宣傳をして居つた。人心の動搖に乗ずる憎い手段だが、人心動搖の責の半は矢張り贅澤な富豪が負はればならぬ、此大事の時に爲政者の心持を少しも理解して呉れぬ富豪もあるようだ。國民は今、相戒めねばならぬに困つたものだ。まさか富豪に御布令を廻す譯にも行かぬしれ。云々。

大杉榮氏吉田一氏檢舉さる

七月十八日、一旦檢束を釋かれたる大杉榮氏は其後如何に呼出すも出頭せざるを以つて七月十九日午前十時數名の刑事は自働車に大杉方に出張同人を拘引し、伊藤野枝をも連行し、山田警部が取調の午後二時東京地方裁判所檢事局へ送つた。事件の内容は警視廳當路の辯明によれば、大正五年以來今日まで十數人の商人から米、味噌其他を取寄せて一文も仕拂はぬ詐欺事實あり、又、現住の本郷曙町一七の家屋は前消防本部

長室田義文氏所有で氏が大杉氏よりの借用の申込に對し承諾を與へぬにも拘らず、恣に移轉し來つて屢々立退きを迫るも應ぜないと云ふ事實の嫌疑から検事局へ送つたのである。又、社會主義者吉田一氏十九日午後三時警視廳に召喚、取調の上窃及盜恐喝取罪の嫌疑を以つて三時検事局に道らる。事件の内容は電流の盜用と家主に對し立退料を請求し應ぜずば放火すべしと恐喝したるに因る由、其後大杉氏は歸宅を許されたるに亦復二十三日更に傷害罪として告發され検事局の取調を受け夜に入るも歸宅を許されなかつた、原因は去る五月中彼の住所たりし千葉縣中山村にて尾行の巡查某を毆打して治療十日間を要する疵を負はせたる爲めなりと云ふ。此件に就き、山崎今朝彌等の外に坪内、三宅博士内田魯庵氏及び著作家組合も、警察側の態度に憤慨して辯護に立つ旨諸新聞は報じた。

京濱社會主義者の會合と其解散

七月十九日、大杉某氏一派の社會主義者横濱市戸部町吉田某方にて勞働問題に關する會合を開いた。それ

に就き官憲は嚴重な警戒を加へたが、吉田某が開會の辭を述べんとして大杉某引致の事に及ぶと直ちに解散を命ぜられた。

横濱のポリツヴィズムの宣傳者追はる

八月初の横濱に在住してポリシヅキズム宣傳に努め遂に退去命令も受けたトビンソン（過激派領袖スラコノチヨコノの弟）と共に主義の流傳を計つてゐた横濱市山手町、露國人、藥劑師ジョセフマツシヨは宣傳員として獨逸を経てジカゴに渡り昨年八月横濱に來たものであるが、神奈川縣警察部では家宅搜索の結果、種々の證據を得て退去命令を其筋に申請の所同人は之を察知して十六日正午横濱發エンプレス、オブエシア號にて米國に向つて出發した。

社會主義者横濱で印刷物を配布す

八月三日夜社會主義者山川均、堺枯川兩氏が横濱にて號外賣を裝ふて主義宣傳の印刷物を各戸に配布した

由で、伊勢崎署では警察本部と協力して取調べた。

平民大學夏期講演會

八月十日から十七日迄東京芝區櫻田町一九平民大學では左の通り夏期講習會を開くと云ふ。

- 日本社會主義史
- 詩人ウヰリアムモリス
- 労働運動の社會的價値
- 露西亞の民主々義
- 社會改造の哲學
- 勸業的自由の意義
- マルクスの批評
- 江戸時代の平民生活
- 救済主義の學術的研究
- 日本労働運動の過去現在將來
- 明治維新の經濟的研究

- 堺 枯川
- 馬場 孤螺
- 山 川 均
- 大庭 柯公
- 大 庭 榮
- 荒 畑 寒村
- 高 畑 素三
- 宮 武 外骨
- 川崎 清次郎
- 西川 光二郎
- 山 口 孤劍

平民大學講演會の中正と紛擾

八月十五日、午後六時半頃東京芝三田四國町統一教會にて開催平民大學夏期學術講演會最終日は、西川光次郎氏の日本労働史の講演に初まつた。然るに約四分にして中止を命せられ、次に室伏高信氏の社會民主

主義批評も僅々二分間にして中止を命せられたので、約六七十名の聴衆者が餘りの事に激昂し警官及當局の横暴を鳴らした。それで平民大學主催者山崎今朝彌辯護士は立つて、解散後、自宅に茶話會を開く事は山川三田警察署長の中止の處置に就いて不穩當不法なる事を立説し、飽く迄争ふ可しと聲明したので、山川署長は同氏に喰つて掛つた。夫で一座總立ちとなつたが、警戒の爲め主張中の三十餘名の警官が仲に入りて事なく濟み、有志者一同山崎氏宅に引擧げ茶話會を催したが、又々、愛宕署から警官が來て解散を命じた。

青森縣警察部のポリツヅキ ズム宣傳者を檢擧す

八月十八日、青森縣警察部高等係の警部外數名の刑事は福島縣喜多方町警察署に來つて刑事の應援を得て青森縣喜多川町に住む塗物師三瓶敬次を逮捕し引揚げた。同氏は數年前より青森に在つて露國の社會主義者と連絡して近來ポリシボキズムの普及宣傳に努めた疑があつたと云ふ。二十一日青森に護送された。尙同縣では連累者の檢擧を爲たり。

社會主義者O氏肖像畫事件

九月一日から東京上野で開かれた二科展覽會に林某氏は『出獄の日のO氏の肖像』なる肖像畫を出陳した。それは油繪で畫かれた眼光の鋭い瘦形の中年の半身像であつた。出陳後警視廳の官吏は之を巡視した上遂に之が撤回を命じた。其理由はO氏は社會主義者某氏の事で某氏の肖像を公衆の前に陳列するは風教に害ありと云ふのらしいと傳ふ。

社會主義者の労働懇親會

九月十四日、社會主義を主張する人々荒畑寒村氏發起の下に労働懇親會を開き講話を試みた。荒畑氏の講話となるや警官は中止を命じ直ちに解散を命じ、會衆三十餘名を警視廳に引致した。解散の理由は治安警察法第八條に據るものである。

賣文社の再分裂

嚮きに堺枯川氏の手より國家社會主義の一派の手に歸したる賣文社は高畑、北原、茂木、尾崎、遠藤諸氏

の共同經營であつたが九月中旬又もや社員間に意見の疎隔を生じ、高畑、北原兩氏の一派と茂木、尾崎兩氏の一派と遠藤氏の一派とに分裂し高畑氏はマルクス翻譯に北原氏は週刊新聞發刊の志あり、遠藤氏は獨力賣文事業に當る事となれり。

實驗的共產主義者の處刑

三重縣木本町の宇都宮米一氏は、實驗的共產主義者にして該地方に黎明ヶ丘なる一つの實驗地を有し同志と共に新生活を體驗しつゝ、在つたが果なくも皇室に對する不敬罪に問はれたる結果木本裁判所の審理を受け極刑より一等を減せられて懲役四年の言渡を受けたが之に服せず阿濃津地方裁判所に控訴し、九月二十二日公判開廷、辯護士は高木益太郎、今井嘉幸兩氏にて公判は不公開、然るに二十九日控訴棄却の判決があつた。

労働組合研究會

九月二十九日、夜六時より東京麴町有樂町の日比谷洋服店にて山川均、荒畑寒村兩氏主催の労働組合研究

會は開會された。兩氏は交々英佛に於ける労働組合や地方同盟會等に關して細かく説明し九時半會散した。前回は日比谷署長から解散を命ぜられて問題になつたが其後警視廳より會合差支へなしとの許可が出たので當日は臨場の警官二三人に過ぎず、極めて靜かに終つた。次回は十月十五日の由。

政友會本部建築物の放火と社

會主義者

十月十四日の東京日日新聞所載に依れば、過般燒失せる政友會本部放火犯人に就き警視廳が研究の結果社會主義者中に後援せし物あるらしく昨夜來市内各署は嚴密に大活動を開始し一方犯人が横濱より齎せし石油罐の出處探究の爲め數名の刑事が同所に密行せりと云ふ。

其後東京市芝區金杉川口町林庫次郎方鐵工河本慶治なる人が逮捕され十一月に入りて犯罪の一部を自白したと云ふ、共犯者に就いては何等語らなかつた、同人は常に急進的な言動をしてゐたと云ふ。而し、社會主義とは關係なく、某政黨前代護士渡邊某等外一二名國

民義會の手合が教唆者として引き揚げられた。

大阪中央公會堂の堺枯川氏の労働問題講演會

十月二十四日午後六時より大阪中央公會堂にて日本労働新聞社主催の労働問題講演會が開かれた、會費二十錢を徴收したのにも係らず入場者千を超えた。警戒の制服私服の警官實に物々しいものであつた。第一に生田長江氏は『階級闘争の意義』を切りに『注意』を喰ひながら講演し終り、賀川豊彦氏の『生物經濟より見たる顔の歴史』高山義三氏の『労働運動の目標』を無事に終つて、大喝采裡に堺枯川氏登壇『労働者の權威』に就いて論じ初める事約五分、忽ち『注意』を食ふ。聴衆の罵聲り切りに起つて場内に昂奮した空氣が一杯になる。更に話を次ぐ事千數言にならぬ間に警官は『中止』を命じ次いで解散を命じた。聴衆はいきり立つて或者は警官席につめかけて理由を詰るものあり、演説を初むる者、堺氏等を胴上げする者、社會主義萬歳を唱ふる者など出で昂奮、感激、紛亂極に達したが漸くにして鎮り何等の事なく十時頃解散した。

翌日、堺氏の一行は京都に入り、朝より同志社大學に、夜は帝國大學々友會辯論部に、夫々講演を試み、二十六日夜京都青年會館に滿員締切の盛況裡に帶劍の警官の影だに無き内に存分の宣傳講演を行つて無事散會し二十七日歸京した。

外務省官邸の天長節夜會の

出來事

十月三十一日天長節を祝する吉例の外務省官邸の夜會は本年は殊に華々しく舉行せらるゝ事となつた新聞には其噂で持初つてゐた。然るに同夜開會に先つて同邸裏手に爆彈様の物が爆烈した、之に就いて、官邸一部が破損し、巡查が氣絶した、警視廳は切りに活動した種々噂が出たが、或は過激派の手先きの仕事だとか、朝鮮、臺灣、支那の人々だとも云はれ、結局足尾銅山の坑夫等が有力な嫌疑者と目せられた。其後問題は愈々迷宮に入り、爆發物の性質も判然せなかつた。然るに十一月二日に入つて仙臺市東華新聞記者にて同市の七年の米騒動主謀の嫌疑を受けて行衛不明中の肥地次郎（社會主義者とか）なる人だと云ふ事となり三日早朝

宮城縣白石町に在りしを逮捕した。

社會主義者の勞働問題講演 會參會者の引致

十月三十一日、東京在住の社會主義者中山川、荒畑其他の連中發起で勞働問題講演會を日比谷洋服店階上で開いた。代議士黒須龍太郎氏を始め目下同盟罷業中の、信友會員、舊革進會等參會して滿員の盛況であつたが、山川氏は佛國勞働總同罷會に就て述べ荒畑氏は英國勞働組合の状態に就いて講演をした。此時多數の警官は會場を警戒したが講演終ると參會者三十餘を日比谷署に引致した。引致の理由は開會前喧噪を極めたと云ふので三十餘名は説諭を受け、内二名は檢束され翌朝釋放された。

堺枯川氏の演說中解散命令

十二月九日、サラリーマン俱樂部の第一回演說會が東京牛込八千代俱樂部で開かれたが、此日正服巡查二十餘名の警戒中堺枯川氏壇上に立つて『勞資協調の時期は既に過ぎた、唯資本家に對する争闘あるのみ』と

呼んだので遂に演説會は解散を命ぜられた。

横濱市内の社會主義者四名

收監

十二月十九、日横濱市内社會主義者代書人吉田某、元警部住江某、山崎某、根岸某氏等四名は新聞紙法違反及恐喝罪の罪狀で横濱地方裁判所の令狀を執行された。近來横濱地方の社會主義の宣傳は餘りに露骨に流れた爲此様な結果に到りしものなりと見ゆる。

雜誌「新社會」關係者の茶話

會と其引致

十一月二十三日、月刊雜誌「新社會」關係者堺利彦氏以下二十餘名四谷堀某女方で茶話會を開き、席上堺氏は「共產制より資本制止」と題する講演を行はんとした。是より以前にも同様の會合を同所で催した事ある、此回は第二回であつたが四谷署長は之を座談會と認めず、集會と認めたので堺氏に對して其届出でを命じた。然るに堺氏は之に應じなかつた爲、四谷署では遂に同日五時頃から巡查をして堺方を包圍せしめ出入を嚴重

に警戒した。之れにも拘はらず同志の者は會合を始め講演を開かんとしたので遂之に中止を命じ。不穩の言辭あつた者數名を引致し、其内一名を引留めた。